

第 5974 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 6月11日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 相続法(民法)の改正

**Q** : 相続法が改正されるそうですが、主なものにはどのようなものがあるのですか？

**A** : 次のようなもので、原則、法律の公布から1年以内の政令で定める日から施行されることになっています。

### 【解説】

相続法(民法)の改正案が、さきほど国会に提出されました。

主なものには、次のようなものがあります。

- ① 自筆証書遺言の見直し  
 財産目録をパソコンで作成できるようになります。財産目録には署名押印が必要です。
- ② 預貯金債権の仮払制度  
 預貯金債権は遺産分割が終わるまで払い戻しできませんでしたが、仮払いの必要があると認められるときは、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようになります。
- ③ 相続人以外の者に対する貢献  
 相続人以外の者(長男の妻等)であっても、相続開始後に、相続人に対して金銭の支払いを請求することができるようになり、介護等の貢献に報いることができることとなります。
- ④ 配偶者の居住権の保護制度  
 配偶者が自宅に居住し続けることができる法定権利の配偶者居住権が創設されます。
- ⑤ 夫婦間の自宅の贈与の取扱い  
 婚姻期間が20年以上の夫婦が、一方に居住用不動産を遺贈又は贈与したものは、特別受益として扱わなくてよいこととなります。

